

第 12 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第12回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和4年4月21日(木) 午後1時30分～午後2時25分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1

3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 眞司	10 :	稲田 保
11 :	近田 武司	12 :	前田 薫
13 :	藤川 良昭	14 :	永井 達郎
15 :	土井 賢一	16 :	増田 種正
17 :	長谷川義博	18 :	青木 輝剛
19 :	藤原 廣典	20 :	中井 義則
21 :	森本 謙介	22 :	前田 明弘
23 :	横山 和行		

4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第58号 非農地証明願に対する認可について
議案第59号 転用制限外農地の届出に対する受理について
議案第60号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について(空き家付農地制度利用)

報告事項

報告1 各種証明書の交付
報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理
報告3 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小

作の解約通知の受理

報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
暦の上では穀雨ということですが、少し暖かすぎる日が続いております。
さて、本日第 1 2 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。
- さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、転用制限外農地の届出に対する受理、農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第 1 2 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 本日の委員会は全員出席であることをご報告いたします。

- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 4 番 本岡委員、5 番 小林委員をお願いいたします。

(農地法第 3 条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第 5 6 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

- 事務局 (多鹿) 失礼します。議案書の 1 ページをお願いします。
議案第 5 6 号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見
を求める。

令和4年4月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページ及び3ページの6件になります。よろしくご審議をお願い
いたします。

○議長 議案第56号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条
関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料は、1ページ、2ページをご覧ください。

申請人：譲受人 喜多町○○○○ ○○○○、譲渡人 中町○○○○
○○○○、申請地 所在地 喜多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積
○○○○㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買でございます。

○○○○さんは、当該申請地に隣接したところで、電気店を営まれてい
ます。この度、隣接地であることから、○○○○さんから購入の打診を
され、売買の話が成立したものです。よろしくご審議ください。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はご
ざいませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定
いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

〇〇番 〇番〇〇が、3番について説明いたします。

申請人：譲受人 王子町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 河合中町〇〇〇〇
〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 万勝寺〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇m² 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇m² 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、以上合計8筆 合計面積〇〇〇〇m²、摘要として、所有権移転 売買 新規就農でございます。

〇〇〇〇さんに出会おうと自宅を訪問しましたが、住宅地にお住まいで、農機具が見当たりませんでした。そこで、譲渡人の〇〇〇〇さん宅を2回訪問しましたが、いずれもお出会いすることはできませんでした。その点が気になるところであります。よろしくご審議のほどお願いします。

〇事務局（高橋） 〇〇〇〇さんについて補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんには営農計画のご提出、新規就農のご相談があり、面談を実施したところ、トラクター、田植え機、稲刈り器などの農機具については、協力していただける方から借りる予定であること、自身の勤務する会社が当該農地の近くにあり、会社の従業員の方で農業に従事されておられる方もおり、その方に協力を求めるとの説明をいただいております。

〇議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

〇議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、4番について説明いたします。

申請人：譲受人 中谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇の社長さんです、譲渡人 日吉町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇

地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計 2 筆 合計面積〇〇〇〇㎡、
摘要として、所有権移転 売買でございます。参考資料の 19 ページ、20 ページです。

譲渡人の〇〇〇〇さんですが、70 歳を超えられて、ご夫婦お二人だけでお住まいで、後継者がいない状況です。〇〇〇〇、〇〇〇〇様の方は、農地をお持ちで、いろいろな方にやってもらっている状況で、当該申請地についても当面は〇〇〇〇さんが耕作されるようですので、今後よく状況把握する必要があるかと思えます。現地も確認しましたが、よく鋤かれていて、管理されていました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4 番について、説明は終わりました。4 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4 番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4 番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは 5 番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、5 番について説明いたします。

申請人：譲受人 黍田町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 黍田町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 黍田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 贈与でございます。参考資料の 21 ページ、22 ページに載っています。

申請地は、JR 市場駅から線路沿いに南に行ったところにありました。田んぼは以前から〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに小作をお願いされておられ、現在も耕作できるように管理されておられます。場所的に進入路からは一番奥にあたり、隣接する手前の田んぼも〇〇〇〇さんが所有されておられ、他の方では耕作しにくい状況にあると思いました。そこで、贈与という形で所有権移転の話となったものです。〇〇〇〇さんは、営農にも熱心で、農機具もたくさん所有され、75、6 歳にはなられますが、健康で農業に頑張っておられる状況です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5 番について、説明は終わりました。5 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、6番について説明いたします。

参考資料は、23ページ、24ページをご覧ください。

申請人：譲受人 広渡町○○○○ ○○○○、譲渡人 下来住町○○○
○ ○○○○、申請地 所在地 鹿野町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買でございます。

○○○○さんは、長年、自宅から通ってこられて、耕作に従事されてきました。ご高齢になられ、田んぼをどうしようかと考えられ、隣接農地の○○○○さんに声をかけられたものです。○○○○さんは農機具をそろえられて、頑張っておられます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第56号 農地法第3条関係では、申請件数6件、うち許可件数6件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第57号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第57号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年4月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第57号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料25ページ、26ページをご覧ください。

申請人：譲受人 広渡町○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市北区○○○○ ○○○○ ○○○○ (持分 1/2)、神戸市北区○○○○ ○○○○ ○○○○ (持分 1/2)、申請地 所在地 敷地町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買でございます。

本件は、広渡町在住の○○○○氏が、神戸市在住の○○○○氏、○○○○氏から、申請地、敷地町○○○○ ○○○○の田○○○○㎡を譲り受けて、太陽光発電設備を設置するため申請したものです。この農地は、長年、所有者本人は耕作しておらず、○○○○氏が委託を受けて管理してこられた農地です。

太陽光の設置について、近隣の住民の反対があり、申請までに時間がかかりましたが、隣接農地の所有者とは和解が成立し、当初の面積よりも太陽光の設置面積を狭くしたことなどもあり、今回申請に至りました。

別途、事務局より補足説明があると思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○事務局 事務局から補足説明をいたします。

ただいま担当委員から説明がありました通り、本件は、広渡町在住の○○○○氏が太陽光を設置するための申請です。

当該農地は、長年○○○○氏が個人間で管理を委託されてきた農地です。しかしながら水の入りが悪いことなどを理由に全筆を農地として維持していくことは困難であると考え、2020年の4月頃から太陽光への転用

を考えておられ、たびたび農業委員会へもご相談がありました。

しかしながら、申請地の南側在住の住人が太陽光の設置に難色を示し、隣接農地の所有者も同様であったため、2021年5月に農事調停が申し立てられ、争訟に発展しました。

その後、面積の縮小や設置位置の変更等、南側住人の転出等があり、さらに反対者とは和解が成立したとのことで、今回の申請に至りました。現在南側住宅には別の方が入居されておられますが、その方は太陽光の設置には反対しておられません。

ちなみに申請地の周囲の農地は、先月農地法3条により〇〇〇〇さんが購入され、牧草を育てると聞いております。

以上補足説明といたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相隣関係としましては、東側が本人の田、西側が田、南側と北側が本人の田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○16番 議案書の摘要欄に太陽光発電設備、100kw×320枚とありますが、規模が大きすぎると思いますが、間違いではありませんか？

○事務局 失礼いたしました。申請書を再確認いたしましたところ、450w×320枚合計1,440kwの記載誤りでした。訂正いたします。

○議長 よろしいでしょうか。それでは、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 加東市○○○
○ ○○○○、申請地 所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田
面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買でございます。

譲渡人と譲受人の間柄は、同じ隣保の居住者だったもので、譲渡人の嫁
ぎ先が加東市○○○○であるものです。申請地が譲受人の自宅の隣になり
ますので、譲受人は、そこに育苗箱800枚、軽トラック3台、トラクタ
ー4台、田植え機4台、肥料置場等の農業用資材置場を造りたいとのこと
で、所有権移転、並びに売買の話となったものです。

譲受人は、現在、12町の田んぼを耕作されておられます。野菜作りも
含め今後も農業に頑張りたいとのことです。よろしくご審議のほどお願い
します。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相
隣関係としましては、東側が山林と田と道路、西側が水路、南側が田、北
側が田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の
意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土
地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件について質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定
いたします。

○議長 以上、議案第57号 農地法第5条関係では、申請件数2件、うち進達
件数2件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に議案第58号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第58号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和4年4月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの2件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第58号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の29ページ、30ページをご覧ください。

申請人 万勝寺町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計5筆 合計面積○○○○㎡です。

摘要としまして、平成元年頃から堆肥を置いておられましたが、だんだん牛の数も減少し、現在は雑草地となっております。そこにあらぬかを置くのに人が貸してほしいとのことで、農用地転用をお願いしたいとの話になったものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりであります。相隣関係としましては、東側が雑種地と宅地、西側が山林、南側が道路、北側

が山林となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工であるため始末書及び現況写真があればよいかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは、2番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

申請人 明石市○○○○ ○○○○ ○○○○、申請地 所在地 山田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地。

参考資料3 1ページ、3 2ページをご覧ください。申請地は、隣接地、申請人の父○○○○さんの所有地でありました。その一角の東の角地であります。○○○○さんは数年前に亡くなられ、そのご自宅は現在空き家となっております。そこで、明石にお住いの○○○○さんが、相続されましたが、当該地も含め売ろうとされたときに、当該地が農地であるため、雑種地としての認可の申請があったものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりであります。相隣関係としましては、東側、西側、南側、北側ともに道路となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので

で始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第58号 非農地証明願に対する認可について申請件数2件、うち認可件数2件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に議案第59号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の9ページをお願いします。

議案第59号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和4年4月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、10ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案、第59号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料は、33ページ、34ページをご覧ください。

届出人 河合中町○○○○ ○○○○、届出地 所在地 河合中町○

〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡ 自作地 摘要として、農業用倉庫への進入路、第1種農地でございます。

このたび、〇〇〇〇さんには農業用倉庫への進入路として届け出られたもので、農業用倉庫は平成15年頃に建てられたようで、当時は畦道を使用されていたものです。このたび大型農機具を使用するにあたり、進入路の道路幅が必要となり申請されたものです。〇〇〇〇さんには、農業には大変熱心に取り組まれておられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員さんから、詳しく説明があったとおりでございます。相隣関係としましては、東側が本人の畑と宅地、西側が本人の田、南側が畑、北側が宅地となっております。従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、事前着工にあたりますので土地改良区の意見書、始末書及び現況写真、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第59号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について)
(空き家付農地制度利用))

○議長 次に議案第60号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書の11ページをお願いします。

議案第60号

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について
（空き家付農地制度利用）

農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、小野市農業委員会が定める別段の面積について、審議を求める。

令和4年4月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

別段の面積（下限面積）は、1㎡、適用する区域（土地の所在地）は、小野市復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇及び同町〇〇〇〇 〇〇〇〇であります。なお、当該区域を除く区域の別段の面積（下限面積）は40アールとなっております。

農地法第3条の許可要件の一つである、所有農地の下限面積につきましては、令和3年5月開催の第1回農業委員会において、議案第3号で、「現行の「別段の面積40アール」の変更は行わない」こと、とあわせて、遊休農地の有効活用に伴う例外規定で、空き家とセットにした遊休農地の1筆指定による、別枠の農地取得の下限面積として、1㎡を設定する、との議決がなされたところでございます。

この度、当該要件を満たす「空き家付農地」の物件が現れたことにより、復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、並びに同町〇〇〇〇 〇〇〇〇につきまして、1筆単位で1筆指定により、1㎡で設定したく、提案いたします。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案、第60号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について（空き家付農地制度利用）でございます。

○議長 それでは、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、本件につきまして、現地調査報告をいたします。

本日現地調査を行った結果、空き家、及びそれに付随する遊休農地を、確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 本件について、説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第60号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について（空き家付農地制度利用）の審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から4までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 12ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和4年3月1日～令和4年3月31日)

令和4年4月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 広渡町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 農業用倉庫
農家証明については、1件でございます。

(2) 耕作証明 番号1 住所 栗生町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請
以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計19件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして13ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年3月1日～令和4年3月31日)

令和4年4月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 神明町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神明町
〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 神明町〇〇〇〇 〇〇〇〇
地目畑 面積〇〇〇〇m² 摘要といたしまして、露店駐車場 所有権移転

令和4年3月1日受理の1件でございます。

引き続きまして14ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和4年3月1日～令和4年3月31日)

令和4年4月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 葉多町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 葉多町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 葉多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 ほか7筆 地目は田及び畑 面積は、合計〇〇〇〇m²

摘要 令和4年3月3日 利用権 使用貸借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計4件 16筆 19,379 m²でございます。

引き続きまして15ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年3月1日～令和4年3月31日)

令和4年4月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 相続人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、被相続人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇m² ほか8筆 地目は田及び畑 面積は合計〇〇〇〇m²

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和4年3月3日受理

農地法3条の届出はすべて相続による所有権の取得で、合計3件 20筆 16,064 m²でございます。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終わりました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第12回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和4年4月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員4番

議事録署名委員5番